

千葉市こども・若者基本条 例 ってなんだろう？

千葉市のサトイモ

さといもくん



1 条 例 を つ く る 理 由

千葉市では、こどもや若い人たちが、自分らしく成長し、幸せな生活を送ることができるように、「千葉市こども・若者基本条 例」（以下「条 例」といいます。）というきまりをつくることにしました。

このきまりは、こどもや若い人をただ守るためのものではありません。みなさんの意見を聴いて、千葉市をもっとよいまちにするための、方法についても書かれています。



みんなにとって大切な権利はなにか？

2 こどもの権利

「権利」とは、他の人に迷惑をかけない範囲で、自分で考えたことを自由にできたり、してもらえたりすることです。こどもにも、大人と同じように権利があります。条 例では、こどもにとってとくに大切な5つの権利を書いています。

5つの権利	説明
1 安心して生きる権利	ぼうりよくをふるわれたり、さべつされたりすることなく、せいかつできること
2 自分らしく育つ権利	おもっていることをつたえたり、やりたいことができたり、やすんだりできること
3 自分を守るための権利	いやなことをいやといたり、たすけをもとめることができたりすること
4 自分で決める権利	じぶんのことについて、アドバイスをもらいながら、じぶんできめられること
5 社会に参加する権利	じぶんのまわりのことや、まちのことをよくするために、ていあんができること

3 こどもを^{まも}守るためのしくみ(救済^{きゅうさいいいん}委員)

条例^{じょうれい}には、こどもがふだん^{せいかつ}の生活の中で、つらいこと^{くる}や苦しいことがあった時に、相談^{そうだん}にのって、解決^{かいけつ}をしてくれる「救済委員^{きゅうさいいいん}」のことが書かれています。

救済委員^{きゅうさいいいん}は、こどもの気持ち^{きも}によりそって、行動^{こうどう}します。

4 こどもや若い人^{わかひと}が参加^{さんか}するまちづくり

条例^{じょうれい}には、こどもや若い人^{わかひと}が千葉市^{ちばし}のまちづくりに参加^{さんか}するためのしくみが、書かれています。こどもや若い人^{わかひと}も大人^{おとな}といっしょに、まちづくりに参加^{さんか}することができます。

条例^{じょうれい}のことで意見^{いけん}を言いたい方^{かた}は・・・

「千葉市こども・若者^{わかもの}基本^{きほん}条例^{じょうれい}」は、こどもや若者^{わかもの}のための条例^{じょうれい}です。

条例^{じょうれい}への意見^{いけん}は、お名前^{なまえ}、住所^{じゅうしょ}を書いて、千葉市こども企画課^{ちばしこどもきかくか}または区役所総務課^{くやくしよそうむか}に持参^{じさん}するか、メール、FAX、お手紙^{てがみ}で送^{おく}ってください。

(メール) kikaku.CFC@city.chiba.lg.jp (FAX) 043-245-5547

(お手紙^{てがみ}) 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市こども企画課

【くわしく知^しりたい方^{かた}は下記^{かき}ホームページ^みを見てください。】

<https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/kodomokihonjy>

[ourei_shoka.html](#)



わたしもいけんを
いおうかな…？

